

広 報

かわち

人口と世帯

5月1日現在
人口 11,833 (-23)
男 5,633 (-6)
女 6,200 (-17)
世帯 2,667 (+3)

() 内は前月比

発行 茨城県河内村役場 編集 総務課広報係

No 146 1981. 5. 15



五月五日は端午の節句。五月晴れの大空を悠々と泳ぐ鯉のぼりをハツクに、今や最盛期となった田植えの風景が村内いたるところで見受けられます。

鯉のぼりが泳ぐ頃になるとよみがえる幼い日々思い出。思わずほほ笑んでしまうあどけない記憶の数々。あの家にも幼子がいる。あつ、あの家にも……と考えると、つい「健やかな成長を……」と願ってしまう。

青年の力でよりよい 地域社会づくりを

四月に新青年会発足

村内青年の力を結果し、よりよい村づくり・地域社会づくりに貢献しよう」と、このほど当村に新青年会が発足、四月十九日には中央公民館において、村内在住の十六歳から三十歳までの男女約六十名が出席し、盛大に結成式が行われました。

河内村にはこれまでも青年会組織（※注参照）があり、村内青年が一体となって活動する機会がありました。昭和五十一年代になって自然消滅してしまっています。そのた



この青年会の運営にあたる

役員には、会長に宮本博正さん（25才）、副会長に木村博文さん、小更敦子さん、書記に山内正さん、書記に佐藤誠一さんがそれぞれ選出されました。結成式ではこれら役員を紹介し、続いて今年度の活動計画や予算について話し合いが行われ、ボランティア活動や清掃作業、ハイキングやキ

今、村では、農村総合整備モデル事業を実施しています。この事業は、土地基盤整備だけでなく、生活環境の整備（例えば、集落の生活排水、集落道路、集落民の憩いの場……等）も含めた総合的な整備事業で、計画策定にあたっては、部落座談会や集落の現況調査など約一年間（五十四年度）にわたって住民のみさんの要望をくみ上げてきたもので、五十五年より約十年間をかけて事業が行われます。

また、この事業にかかる総事業費は十五億五千三百万円（五十六年度現在）で、そのうち国庫補助が五割、県からの補助が約一割から二割となっています。

事業が開始された昨年度は、金江津宮前地区（常総大橋と金江津バイパスの間）のほ場整備事業（二・八ヘクタール、事業費二千三百万円）と、源清田保村地区の集落排水整備事業（総延長三百五十五メートル、事業費六百万円）が完成しました。

〔整備前〕 流れの悪い土水路で、大雨の際にはたびたびはらんし、夏には蚊の発生源となつて衛生上の問題も多く、要望が強かつた。
溝型欄柵 315m、附帯構造（落差工4m、道路横断暗渠Ⅰ型3m、Ⅱ型5m）を整備。

村づくりめざす

保村地区完成

合整備モデル事業実施中



整備された保村の集落排水

河内村多年の懸案であった青年会が、関係者各位のご尽力で結成式を挙げる事ができましたことは、誠に同慶にたえません

わが国の産業経済の高度成長は、人口の集中化をもたらした。多くの働き手は都市へと流れ、あるいは出かせぎなどによって過疎現象をもたらした



河内村長 山 賀 杉

青年会の 結成を祝して

ヤンプ・スキーといったレクリエーション活動、更に河内村の青年としての自覚と誇りを持ち、活動を進める上での教養を深めるため、映画観賞や郷土の歴史探訪、男女の交際や親土の歴史探訪、生き方についての講演会といった幅広い企画が組まれるなど、若者の会らしい意欲的な面をのぞかせていました。

また、今回の青年会発足については、村関係者や各団体、一般村民の方がたからも大歓迎

な期待が寄せられており、同会のこれからの活躍が注目されるるところです。

(注)第二次大戦後の昭和二十二年に、二十歳から三十歳の青年男女を対象とした修業団体「稲敷郡連合青年団」として発足。当時江戸崎にあった稲敷地方事務所の指導・監督により、郡内二町三十二カ村の青年団体が参加、戦争によって荒廃した青年たちの心の交流・修養を図った。後に各団体が名を、「青年会」と改称。今日まで続く。

ました。私たちの河内村におきましても、青年層の減少はその例外ではなく、河内村の将来のため、誠に憂慮にたえないところだ。この時において、皆さんが幾多の困難を克服して青年会の再建につとめ、めでたく青年会が誕生しこれを契機に青年会活動を通じて連帯を強め、産業の振興に、また文化活動にと活発な活動を展開されますことは誠に心強く、その成果を大きく期待するものであります。

どうか、全會員が一致団結し、時代に対する認識をさらに深め、青年会としての社会的責務を遂行されるとともに、限りない発展をお祈り致します。

明るく住みよい

宮前^{金江津}

農村緑



農村総合整備モデル事業 =全体事業量=

生産基盤整備

ほ場整備	宮前地区	2.8 ha
農道整備	19路線	9590.5 m
農業用排水施設整備	8路線	5170 m

環境基盤整備

農業集落道整備	14路線	7970 m
農業集落排水施設整備	5路線	3250 m
用地整備	5ヶ所	35200㎡
集落防災安全施設整備	防火水槽	22基

環境施設整備

農林環境改善センター	1カ所	1300㎡
農村公園施設整備	7カ所	

完成した宮前地区ほ場整備

— 施工工事内容 —

(施工前) 小区画の不整形なほ場で、用排水路が完備されていず、水はけも悪かった。

区画整理	2.8 ha
農道・バイパス横断推進工	23 m
機場及び附帯工	用水施設
パイプライン	972 m

明るく住みよい村づくりの推進役、新区長さん決まる!

昭和五十六年度の村づくりの推進役・村民と行政をつなぐパイプ役として活躍いたぐ新区長候補七十七名、副区長さん九名が決まり、四月二十二日に区長会総会が開かれまし

当日午後一時三〇分より行われた総会では、杉山村長のあるいさつの後議事に入り、前年度事業報告並びに決算報告、新役員を選任が行われ、副会長、理事、監事の各役員が選出されました。その結果、新区長会長に沼崎晃さん(上組)、副会長には榎本一さん(藤蔵2)、岡田彰吉さん(高)、江口深さん(下金江津)が就任されました。

この後、沼崎新区長の就任のあいさつ、五十六年度事業計画並びに予算案が審議決定と続いた後、役員各課の連絡依頼、区長訓の要望等が話し合われました。

新区長さんです

どうぞよろしく

【生板地区】

(地区名)	(氏名)	(電話番号)
宿西	良雄	4-2144
関場	忠正	4-3835
関中	厚次郎	4-2577
幸堤	善和	4-3237
万北	善和	4-2800
河原	善和	4-3873
玄野	正英	4-3227
内野	井野	4-2853
早井	井野	4-3767
早砂	井野	4-3458
南九	田家	4-3491
北九	田家	4-3913
外九	田家	4-2399
北四	田家	4-2233
三ツ	谷	4-3538
堀小	割	4-2934
小川	町	4-2756
角崎	町	4-2413
大鍋	(堤)	4-3996
大鍋	(中)	4-2706
生竜	丁	4-2913
竜崎	1	4-2498
藤蔵	2	4-3098
藤蔵	2	4-4115
【源清田地区】		
(地区名)	(氏名)	(電話番号)
堤山	本四郎	4-2857
通高	石太郎	4-3750
新橋	高太郎	4-2353
広田	岡野	4-2302
中曾	根市	4-3013
保村	上	4-3707

【副区長さん】

＝敬称略＝

下組	磯辺	正
田川	糸賀	祥祐
片巻	秋山	茂雄
下加納	柏沼	豊作
上金江津	橋爪	敏二
中金江津	大野	一也
下金江津	福田	直三郎
平川	藤田	昭十郎
十三間	戸原	栄一

保村	下	雄夫	4-3452
遠高	下	吉重	4-3660
布鎌	上	吉重	4-2871
布鎌	下	春安	4-2554
平宮	三郎	雄治	4-3423
猿	洞	仲久	4-4109
羽子	騎子	昌安	4-3091
羽子	騎子	飯塚	4-2897
古河	林下	徳庄	4-3162
古河	林下	志雄	4-3502
手栗	土野	志雄	4-2459
手栗	下	秀	4-3614
【長芋地区】			
(地区名)	(氏名)	(電話番号)	
上組	沼崎	晃	4-2980
中上組	四月	昭二	4-3038
下中組	月本	昭二	4-2950
愛容	宮本	三郎	4-2816
中郷	准賀	幸正	4-3157
荒地	沼本	誠美	4-3255
大境	樋田	喜	6-2904
下町	歩大	竹茂	4-3376
十布	里石	井功	4-3430
庄布	川近	藤功	4-2799
【金江津地区】			
(地区名)	(氏名)	(電話番号)	
田川	藤間	昭吾	6-3040
流作	田三	雄	6-3252
排水	池正	二	6-2265
片機	卷山	正男	6-3159
和銅	谷重	伸也	6-3221
下加	納鈴木	章	6-3433
上金江津	根木	典一	6-2724
中金江津	中島	重忠	6-3803
下金江津	江口	深男	6-2460
平川	塚本	英	6-2394
十三間	戸高	通	6-3529

消防団新役員決まる！

4月15日(水)、56年度初の分団長会議が開かれ、本年度事業計画、行事予定等が策定されました。また、団長をはじめとする役員の変更も行われ、次のみなさんが新たな役員として就任致しました。(敬称略)

団長	細谷 忠男	新 現	金江津
副団長	大野 光一	現 現	生板
副団長	荒井比呂志	現 現	源清田
副団長	小更 淳史	現 現	長 竿
副団長	飯田 能將	現 現	金江津
指導員	厚田 勝利	現 現	竜ヶ崎町歩
指導員	長浜 善夫	現 現	源清田
指導員	田中 正一	現 現	長 竿
指導員	長谷川 重義	現 現	金江津
指導員	青野 義一	現 現	源清田
指導員	鴻巣 松男	現 現	源清田
指導員	野高 旭	現 現	生板
指導員	栗山 好和	現 現	生板
指導員	花沢 清	現 現	大鍋子新田
指導員	福智 正之	現 現	源清田
指導員	秋山 好夫	現 現	羽子駒
指導員	飯塚 凡夫	現 現	宮 潤
指導員	神谷 律夫	現 現	十 里
指導員	石川 大竹	現 現	長 竿
指導員	大田 沼 誠	現 現	長 竿
指導員	田 沼 文男	現 現	庄布川
指導員	飯島 喜一郎	現 現	田 川
指導員	岡野 鮎	現 現	片 卷
指導員	飯島 谷	現 現	下 加
指導員	細 利 深	現 現	江津
指導員	谷 三 夫	現 現	金江津
指導員	賀 三 安	現 現	金江津
指導員	佐藤 茂男	現 現	平 川
指導員	塚本 良男	現 現	十三間戸
指導員	篠田 良	現 現	

55年度を最後に退団された藤本団長はじめ各団員のみなさん、長い間本当にご苦労さまでした。

県政モニターに海保全枝さん就任



茨城の県政に広く県民の皆さんの建設的な意見を聴取・反映させることを目的とした県の制度に「県政モニター制度」(一年任期)があります。

このたび、昭和五十五年度のモニター田口文夫さんの任期が満了、五十六年度のモニターとして新たに、海保全枝さんが就任されました。これから一年間、村担当のモニターとして活動されるわけですが、村民の皆さんもよろしくご協力下さい。

海保さんのお住まいは
金江津四九三八番地
☎六―三九五四番

行政相談委員に石山太郎氏就任



このたび、前任者の桜井昇さんにかわり、石山太郎さんが当村担当の行政相談委員として行政管理庁長官より委嘱を受け、就任致しました。

行政相談委員は、国の行政全般について皆さんがお待ちな苦情や要望、意見などを聞いて、その改善を図ることを任務としています。苦情や相談、意見をお持ちの方は、気軽にお申し出下さい。(取扱いは無料、匿名でも結構です)

◆石山さんへの連絡は
源清田二九九二番地
☎四―一三三三番
へどうぞ。

昭和56年度

赤十字社員

募集案内

皆さま方にご協力をいたたく「赤十字社員増強運動」は、今年も五月から一カ月間県下いっせいに行われますので、ぜひご協力をお願いします。

赤十字社員増強運動とは、すべての人人々が赤十字事業を理解し、一世帯に必ず一人の社員を、あるいは銀行、会社、商店、工場などの法人でも、赤十字社員に加入して事業資金となる「社費」を納めていただく運動です。この運動完遂によって赤十字は、国の内外にわたって救護・奉仕、社会福祉など数々の人道的な赤十字事業を行うことができるのです。

新しく社員を希望される方は、区長さんが伺いますので、そのときにお申込み下さい。

社員が納める社費(金額)は
○一般社員 年三〇〇円以上
○特別社員 銀色特別社員 一年千円以上
上または一時に一万円以上
金色特別社員 一年三千元以上または一時に三万円以上
となっています。

転作落花生は契約栽培で！

転作奨励金十契約栽培交付金が交付に

この事業名は、「転作落花生契約栽培推進事業」といいます。

落花生は従来、投機的作物としての性格が強く、価格の変動幅は他の農作物と比較して大きな作物です。そこで、落花生の集荷団体の協力を得て、水田転作として導入した落花生については最低価格を明記した契約栽培を実施し、落花生への転作を促進するほか、麦と落花生の輪作技術の確立を図り、作付農家の転作意欲の向上と農業経営の安定、ならびに定着化を推進しようとする目的で進められるのがこの事業です。

有利な契約栽培

水田転作落花生は、地域振興作物として転作奨励金が五千円上積みされるほか、次の集荷団体と契約栽培を実施すると契約栽培奨励金(十アールあたり五十円、または二千元)が交付されます。更に集荷団体が最低価格を保障して買い上げます。

- (1) 転作作物が落花生一作物のとき 一、二〇〇円
- (2) 転作作物が麦と落花生の組み合わせのとき(同一の組み合わせのとき)同一の団体です。

契約栽培奨励金の交付条件

- (1) 転作奨励金の対象は場であること
- (2) 村長の指導に基づく契約栽培を実施していること
- (3) 転作落花生の契約栽培面積が五アール以上であること

転作落花生の契約先

転作落花生の契約栽培を推進して

◎茨城県経済農業協同組合
連合会(市町村農協)

- ◎茨城県落花生商工協同組合(集荷業者)
 - ◎茨城県主要食糧集荷指定商業協同組合(集荷業者)
 - ◎茨城県産産業開発課
- 詳しくは役場産業開発課へお問い合わせ下さい。

項目	転作落花生契約栽培	
	落花生一作物のみ	麦との組合せのとき
生産物収入	105,000円	100,000円
麦	— 円	38,000円
転作奨励金(基準)	35,000円	50,000円
計画加算金(基準)	7,500円	10,000円
団地化加算金(基準)	7,500円	10,000円
地域振興作物加算金(基準)	5,000円	— 円
契約栽培奨励金	2,000円	5,000円
計(粗収入)	162,000円	213,000円

- 10a当り収量 三〇〇kg
- 契約最低価格(千葉半立二等標準品) 土ざや三〇kg当たり 一〇,〇〇〇円

中央公民館よりお知らせ

巡回図書貸し出しについて

中央公民館図書室では利用される方の利便を図るため、巡回による図書の貸し出しを行います。ふだん不便を感じている方も、ぜひこの機会にご利用下さい。

【配布の日時・場所】

- 第一分館(幸谷集会所) 随時貸し出し
- 五月二十一日 第五分館(片巻集荷所)
- 五月二十二日 第六分館(金江津支所)
- 午後10時～11時30分 午前10時～11時30分
- 五月二十一日 第六分館(老人センター)
- 五月二十二日 第六分館(金江津支所)
- 午後2時～3時30分 午後2時～3時30分
- 五月二十一日 第三分館(田源浜田役場)
- 五月二十二日 第七分館(十・平田園都市センター)
- 午後2時～3時30分 午後2時～3時30分
- 五月二十一日 第四分館(中央公民館)
- 五月二十三日 午前10時～11時30分

料理教室生徒を募集します

中央公民館では、昨年度の同教室が好評だったのにな、今年度も引き続き教室を開講します。ことしの料理教室は七月から来年三月の間、計八回の予定で開催します。どうぞ、ふるってご参加下さい。

【募集内容】

- 募集人員 三〇名
- 募集期間 五月三十日まで
- 講師 本年度の講師 問い合はせは中央公民館
- 講 師 本年度の講師 問い合はせは中央公民館
- 募集期間 五月三十日まで
- 講師 本年度の講師 問い合はせは中央公民館
- 講 師 本年度の講師 問い合はせは中央公民館
- 募集期間 五月三十日まで
- 講師 本年度の講師 問い合はせは中央公民館
- 講 師 本年度の講師 問い合はせは中央公民館

宮山秋子先生(両先生と)または電話でどうぞ。

ことしも夏が楽しみです

みのり会がカンナの植えつけ



ドライバートや道ゆく人の心をなごませ、交通事故防止にも一役を——、ここ数年來恒例となったカンナの球根植えが、四月下旬、みのり会各支部会員の手によって村内いっせいに終わりました。

これに先駆け四月二十日には、中央公民館前庭においてみのり会第四支部会員と公民館職員によるカンナの球根掘りが行われ、八〇袋あまりの肥料袋がいっぱいになるほどの球根が掘り起こされ、各支

部に分配されました。これはことし延長される分の球根です。

ことし新たに植えつけられた地区は次のとおりです。

- 第二支部 四ツ家後から堀割までの丸田堤
 - 第三支部 役場前の新果道
 - 第五支部 田川、片巻、和銅谷、下加納地区の道路
 - 第六支部 常総大橋下の取り付け道路兩側
 - 第七支部 十三間戸地区の利根川堤防下
- なお、この花づくり運動の成果は、毎年行われる果の環境美化コンクールに出展されます。

素晴らしい花をありがとう

昨年五月、防音改築工事が完成した源清田保育所ではこの四月、三本の桜が見事な花を咲かせ児童たちを喜ばせました。



この桜は、この三月に神岡靖彦さん(堤)より寄贈されたもので、昨年六月に藤本義男さん(千里)が寄贈されたカイヅカイブキ(十六本)の間に門をはさまるように

植えられており、工事完成後の殺風景さとうってかわった華やいだふん開気であまりのびとを、昨年十二月に行われた父母の会主催によるバザーの収益金で造られた花壇には三色スミレなど春の花が咲きほこり、花に囲まれた素晴らしい環境で戯れる児童や、保母さんたちの笑顔が印象的でした。

ご協力下さった皆様方に対し、関係者一同心より感謝申し上げます。

死亡事故をなくし、明るい村づくり 市町村交通安全コンクール 実施中(56.4.1~57.3.31まで)

税務署からお知らせ

「税の意見・要望は国税モニターへ」

税金について多くの方が、いろいろな意見や要望をお持ちのことと思いますが、税務署では、皆さんの多くのご意見を聞き取りたいので、今後の税務行政に生かしていきたいと考えています。

そこで、皆さんからお気軽に話したいだけでなく、皆さんと税務署のパイプ役として、国税モニターを民間の方がたに委嘱しています。電ヶ崎税務署のモニターは次の方がたです。お気軽にどうぞ。

- ◎ 員塚さくらさん 電ヶ崎市米町四〇四六
- ◎ 川又一郎さん 電ヶ崎市横町四二四四
- ◎ 〇二九七六 二一九七〇

印紙税が改正に(五月一日より)

※最低税額は一〇〇円から二〇〇円に↑
契約書や領収書などを作成したときは、収入印紙をはって消印し、印紙税を納めることになっていますが、この印紙税が五月一日から二倍(※表参照)に引き上げられました。

契約金額	税率
1万円以上10万円以下	200円
10万円を超え50万円以下	400円
50 " 100 "	1,000円
100 " 500 "	2,000円
500 " 1,000 "	10,000円
1,000 " 5,000 "	20,000円
5,000 " 1億円以下	60,000円
1億円を超え5 "	100,000円
5 " 10 "	200,000円
10 " 50 "	400,000円
50億円を超えるもの	600,000円
記載金額がないもの	200円

くらしの中の法律相談

胎児や内縁の妻も相続人に？

〔問〕 相続制度の一部が改正され、今年から施行されていると聞きました。どのような点が変わったのですか？ また、胎児や内縁の妻は相続人として認められるのですか？

〔答〕 相続とは、これらの血族相続人とともに、人（被相続人）が、常に相続人となります。死亡した場合に、その人が残した財産を相続人が受け継ぐことをいいます。民法では、原則として、人は出生によって権利能力（権利の主体となれること）を得るものとしていますが、しかし例外として、相続や代襲相続等については、胎児はすでに生まれたものとみなされています。つまり、おなかの中の子ども立派な相続人にもかかわらず、死亡や双子などの場合もあることを考えると、遺産分割は、出生をまつてする方がよいでしょう。

民法では、相続人については次のように定めています。まず、血縁のある者が、次のような順序で相続人となります。

- ① 子（養子を含む）またはその代襲相続人（相続人が先に死亡するなどによって相続できないときに代わり相続する者）と相続人となるはずの子の子、孫など）
- ② 直系尊属（父母、祖父祖母など）
- ③ 兄弟姉妹またはその代襲相続人（相続人となるはずの兄弟姉妹の子）つまり、子及びその代襲相続人もいない場合は直系尊属が、直系尊属もいない場合は兄弟姉妹またはその代襲相続人が相続人となるのです。また配偶者は、こ

これらの血族相続人とともに、常に相続人となります。さて、お尋ねのように民法の相続制度の一部が改正され、今年一月一日から施行されています。主な改正点を紹介しましょう。

- ▼ 第一のポイント、配偶者の相続分が次のように引き上げられたことです。
- ▼ 子どもにも相続するとき遺産の $\frac{1}{2}$ から $\frac{2}{3}$ へ
- ▼ 直系尊属とともに相続するとき 同父から $\frac{1}{2}$ へ
- ▼ 兄弟姉妹とともに相続するとき 同父から $\frac{1}{2}$ へ

同時に、遺留分（被相続人が生前の贈与や遺言によって取得できる最低限度の財産）も、相続人の中に配偶者が含まれる場合は、すべて $\frac{1}{2}$ となりました。また、遺産の分割を公平なものにするため「寄与分制度」が新しく設けられました。これは、被相続人の財産を維持

したり、増やしたりするのには、それに応じた分を相続分に上積みするものです。そのほか、兄弟姉妹が相続人となる場合の代襲相続人が、おい・めい（兄弟姉妹の子）に制限されました。

次に、胎児の相続権についてみてみましょう。民法では、原則として、人は出生によって権利能力（権利の主体となれること）を得るものとしていますが、しかし例外として、相続や代襲相続等については、胎児はすでに生まれたものとみなされています。つまり、おなかの中の子ども立派な相続人にもかかわらず、死亡や双子などの場合もあることを考えると、遺産分割は、出生をまつてする方がよいでしょう。

これに対して、内縁の妻は法律上の配偶者ではありませんから、相続人にはなれません。しかし、遺言によって内縁の妻にも財産が与えられる場合があるほか、相続人がいない場合には、内縁の妻などの縁故者から相続財産の全部または一部を分与するように裁判所に請求することができます。

家庭の療 口臭

エチケット違反追放は「口の中の清潔」から

口臭は人に不快な感じを与えながら、自分では気がつかず、人に言われてハッとすると……始末の悪いものです。

お酒を飲んだり、カレーやギョウザなどニオイの強いものを食べた後の残臭などは、口を水でよくすすぐと時間とともに自然に口臭は消えます。

また、歯の磨き方や義歯の手入れが悪いために食べたものカスがたまり、これがニオイの原因になっている場合は、歯ブラシをまめに、ていねいに使うことです。

口臭はエチケット違反だということを実感して、口の中は常に清潔を保つよう心がけましょう。

歯肉炎や歯槽膿漏、虫歯など歯の病気がある場合や胃や食道、鼻、気管、肺に病気がある場合も、口の中が臭くなる場合があります。ばりさせておきましょう。



一番多いのは歯肉炎や歯槽膿漏で、これらの患部から出る膿汁と、歯と歯肉のすき間や歯石の下などにたまった食べカスが原因となり、ここに細菌が繁殖してニオイを発生します。このような場合は、歯の治療を受けることがまず第一です。同時に歯みがきを正しく行う習慣をつけましょう。胃などに病気がある場合の口臭は、専門医の治療を受けながらも、うがい薬などを使って、口の中をさっぱりさせておきましょう。

告知板

家内労働手帳で
トラブルを防ごう

家内労働旬間5月21日～31日

家内労働（内職など）をされている皆さん、家内労働手帳をお持ちですか。

「家内労働手帳」は、家内労働者と委託者の間のトラブルを防ぎ、工賃の支払いなどがスムーズに行われるよう、委託条件をはっきり記入した両者の「契約書」ともいえるものです。

納期だけで仕事を始めると、工賃の額が思ったより少なかったり、工賃の支払いが遅れたり、

たより安かったり、支払いが遅れたりする……などのトラブルの原因になりかねません。

このようなトラブルをなくするために、家内労働者のみなさんは、委託者から必ず「家内労働手帳」の交付を受け、仕事の受け渡しや工賃の受け取りのつど、仕事の内容、工賃、納期、工賃支払い日などを必要事項を記入してもらいましょう。

また、家内労働の中には、

プレス機械や動力織機などを使用する作業、また体に有害な有機溶剤を使う作業など危険で有害なものもあります。

このような危険・有害な仕事を委託する委託者は、災害防止のために必要な措置を講じなければなりません。また、家内労働者のみなさんも、注意事項をよく守り、仕事でケガをしないよう、また、病気になるまいよう十分注意しましょう。

家内労働法について詳しくは、最寄りの労働基準監督署（☎〇二九二四六二一五）へお尋ね下さい。

課（☎〇二九二四六二一五）へお尋ね下さい。

運転免許取得
オートバイ使用

茨城県教育委員会

の制限に協力を

昭和五十五年中の高校生の交通事故は、関係機関のさまざまな対策をよそに依然として減らず、一、〇四件（死者二二名、傷者一、〇三三名）を数えるに至り、特に事故率の高い大型車に対する対策を強化、高校生の生命を守る立場から、本年四月一日より大型

推進することになりました。主旨をご理解のうえ、よろしくご協力下さい。

(1) 運転免許取得の制限

オートバイ運転免許を取得

する場合は原付免許（50CC以下）だけとなり、自動二輪

免許（51CC以上）の取得を

規制することになります（免

許取得を全面的に規制してい

る学校は、従来どおりの方針です。）

(2) 既取得免許証の取り扱

既に取得している自動二

輪免許（51CC以上）につ

いては、三者（学校、本人

保護者）で十分話し合い、

家庭や学校で保管するな

の処置をとること

（3）オートバイ使用の限定

通学のみでなく、家庭等

で乗用する場合でも原付（

50CC以下）のオートバイ

に限定されること

保険料が変わります

4月から14,500円に

物価に感じた
年金額

国民年金は、定められた期間保険料を納めて、将来、お年寄りになった場合、あるいは障害者になった場合、母子世帯などになった場合に、年金を支給して生活の安定を図ることを目的としています。

このようなことから、給付水準の引上げが行われるいっぽう、高齢年金の受給者も年間増え、給付費が増大してきています。

国民年金の給付費は、加入者が納付する保険料の積立金と国庫金によって賄われており、給付の財源を将来にわたって確保するために、年金額には、どうしても年金額にみあった保険料をみ込んで負担していく必要があるわけです。

国民年金の給付費は、加入者が納付する保険料の積立金と国庫金によって賄われており、給付の財源を将来にわたって確保するために、年金額には、どうしても年金額にみあった保険料をみ込んで負担していく必要があるわけです。

います。

給付にみあう
適正な負担が必要

給付にみあう
適正な負担が必要

ふえる負担
正しい理解を

正し理解を

給付額と保険料収納額の比較



ちなみに、本県の昭和五十四年度の給付費と保険料の関係を見てみますと、給付額が保険料の額を大幅に上まっています。これからの年金額の引上げや受給者の増加などを考え、将来にわたって財政の安定を確保していくため、このような引上げはやむをえないものであることをご理解いただきたいと思います。

お知らせ欄



=5月の納税=

固定資産税 1期
 豊田新利根土地改良区
 水利費 1期
 牛久沼土地改良区
 水利費 1期
 納付期限は6月1日です。

狂犬病予防注射
 を行います

役場保険衛生課では、次の日程で狂犬病の予防注射を行います。犬を飼われている方は必ず受けて下さい。

【料 金】4,000円です。内訳は、登録手数料2,000円、注射代1,700円、鑑札交付手数料300円です。

【日程・時間・場所】

※時間はすべて午後からです

5月19日(祝)	
角崎集会所	1:10~1:30
藤森集会所	1:45~2:00
丸川小松屋前	2:15~3:15
関場集会所	3:30~3:50
5月20日(祝)	
木内商店前(十里)	1:10~1:30
第三公民館	1:40~2:05
大津屋商店前	2:15~2:55
島田商店前	3:05~3:25
渥玄橋わき	3:30~3:40

5月21日(祝)	
中上集会所	1:10~1:40
田川火の見前	1:50~2:10
流作集会所	2:20~2:40
片巻集会所	2:50~3:15
下加納野菜出荷所	3:25~3:40

5月22日(金)	
金江津農協前	1:10~1:50
金江津駐在所前	2:00~2:30
下金江津公会堂	2:40~3:05
第七公民館	3:15~3:30

1才6ヵ月児検診

日 時 5月28日 午後2時~3時
 場 所 河内村西共同利用施設
 該 当 者 昭和54年9月1日~54年11月30日生ままでの幼児
 検診項目 内科、歯科、身長、体重測定、生活指導
 持参するもの 母子健康手帳

自動車税はお忘れなく

自動車税の納付期限は6月1日です。5月上旬に納税通知書をお送りしますので、5月21日から6月1日までの間にお近くの銀行、郵便局、農協などでお納め下さい。なお、不明の点がおありの方は次へどうぞ。

茨城県江崎県事務所
 ☎ 02989-2-2821

巡回交通事故相談
 をご利用ください

県では交通事故に関する問題で、お悩みの皆さんのご要望にこたえて次の日程で相談所を開設しています。ぜひ一度、ご相談下さい。

【竜ヶ崎市役所相談室】

定例日 毎月第2水曜日

【江戸崎地方福祉事務所相談室】

定例日 毎月第4金曜日
 相談時間 午前10時~午後3時
 持参資料 なるべく交通事故証明書、その他事故発生の日時、場所、治療日数(費用)、損害の状況、収入等が確認できるもの

常設相談所の利用も

【場 所】 土浦市真鍋5-17-26
 土浦合同庁舎分庁舎2階

☎0298-22-8511 内線521

【相談時間】 午前9時~午後5時
 (相談受付は4時まで) 土曜日は12時まで 日曜・祝日は休み
 ※ 顧問弁護士も相談に応じます。毎週水曜日午後1時~3時(交通事故相談及び他の一般相談にも応じています)

事業所統計調査
 にご協力下さい

昨年行われた国勢調査とならんで国の最も基本的な統計調査である「事業所統計調査」が7月1日、全国いっせいに行われます。

この調査は、昭和22年にスタートし、以後3年ごとに行われているもので、わが国の経済活動の基礎である事業所の実態を全国的、地域別に明らかにすることが目的です。

調査の対象となるのは、会社、工場、商店、病院、学校のほか、官公庁、国鉄・私鉄の駅、ホテル、旅館や神社、お寺にいたるまで、営利・非営利にかかわらず、事業を行っている全国約630万の事業所です。ぜひ、ご協力をお願い致します。

一企画財政課統計係一

交通事故0の提言

行動に生かそう
 母親の知識

吉河林 松本ミヨ子さん



先日、「婦人の集い」に参加、講師の先生に「わかるだけが勉強ではない。できることを実践できる人間になりなさい」と教えられました。私は、「これは交通安全についても同じこと」と思いました。家庭の中で、いちばん交通ルールを守っているのが子どもで、守れないのがお母さん。そして、子どもに交通安全をいちばん長く教えるのがお母さんだと聞くと、母親の役割の大切さが良くわかります。知っていても、なかなか守られないのが「交通ルール」。けれどこれからは、いや、今すぐから、知っていることを守れる人でありたいと思います。